

山梨県公報

号外第二十一号	平成二十六年 二月十八日	金曜日
---------	-----------------	-----

規則 次

- 山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則………一
- 山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則………一
- 山梨県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則………一

規則

山梨県規則第十八号

山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則及び山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

則

(山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第一条 山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和三十一年山梨

県規則第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「以下「政令」」を「第五条において「政令」」に、「以下「省令」」を「第五条第一項において「省令」」に改める。

第二条中「第二十三条第二項」を「第二十二条第二項」に改める。

第八条第一項中「その」を「その」に改め、同条第二項中「入院又は退院した」を「入院し、又は退院した」に改め、同条第三項中「前二項の」を「前二項に」に改め、同条を第三条とする。

第九条から第十条の四までを削る。

第十条の五中「第六号様式の七」を「第一号様式」に改め、同条を第四条とする。

第十二条から第十三条までを削る。

第十四条第一項中「第九条」を「第九条第一項」に、「第十号様式の一」を「第三号様式」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第八条第一項又は省令第三十条第一項」を「第七条第二項又は第四項」に、「第十二号様式」を「第四号様式」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の二項を加える。

3 政令第十条第一項の規定による申請は、第五号様式によらなければならない。

第十四条を第五条とし、同条の次に次の二項を加える。

(精神保健福祉相談員)

第六条 精神保健福祉センター及び保健所に精神保健福祉相談員を置く。

第十五条を削る。

第十六条第二項中「第十三号様式」を「第六号様式」に改め、同条を第七条とする。

第十七条中「この規則により知事に提出する」を「知事に提出する」としているに、「第十条の五及び第十四条」を「第四条及び第五条」に改め、同条を第八条とする。

別表中「(第八条関係)」を「(第三条関係)」に、「ただし、措置入院」を「措置入院」に、「他の」を「他の」に、「二万円」を「二万円」に、「場合は、その」を「場合にあつてはその額、災害、疾病その他やむを得ない理由がある場合にあつては二万円を超えない範囲内において知事が定める」に改める。

第一号様式中「第23条」を「第22条第1項」に、「次の関係書類を添えて申請(サヌ)」を「申請します」に改める。

第二号様式から第六号様式の六までを削る。

第一号様式中「(第10条の5関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を第二号様式の七中「(第10条の5関係)」を「(第4条関係)」に改め、同様式を第一号様式とし、同様式の次に次の二様式を加える。

第3号様式（第5条関係）

年　月　日

山梨県知事 殿

申請者氏名 印
(障害者本人)

精神障害者保健福祉手帳交付等申請書

次のとおり精神障害者保健福祉手帳の交付等を申請します。

申請区分		新規・更新・障害等級変更		
申請者（ 障害者本人）	ふりがな 氏名		生年 月日	年　月　日生 (　歳)
	住所	電話 ()		
保護者	ふりがな 氏名		本人との続柄	
	住所	電話 ()		
申請書の 提出者	ふりがな 氏名		本人との関係	
	住所	電話 ()		
障害者手帳番号				

備考

- 1 「保護者」欄は、申請者が18歳未満である場合に限り記入すること。
- 2 写真（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写したもので、1年以内に撮影したもの）を添付すること。
- 3 2のほか、次のいずれかの書類を添付すること。
 - (1) 医師の診断書（精神障害者保健福祉手帳用）
 - (2) 障害年金の年金証書、年金裁定通知書及び直近の振込（支払）通知書の写し
 - (3) 特別障害給付金受給資格者証及び国庫金振込通知書（国庫金送金通知書）の写し
- 4 2(2)又は(3)の書類を添付して申請したときは、障害等級の判定のため同意書の提出を求めるとともに、年金事務所、各共済組合等に対し、障害年金等の障害等級を照会することがある。

第4号様式（第5条関係）

年　月　日

山梨県知事 殿

住所
氏名

印

精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第7条第2項（第7条第4項）の規定により、次のとおり届けます。

ふりがな 氏名	変更前	
	変更後	
住所	変更前	
	変更後	

注 他の都道府県から転入した場合にあつては、精神障害者保健福祉手帳交付等申請書（第3号様式）の記載事項に準じた事項を記載した書面を併せて提出すること。

第5号様式（第5条関係）

年　月　日

山梨県知事 殿

申請者 住所
氏名

印

精神障害者保健福祉手帳再交付申請書

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条第1項の規定により、次とおり精神障害者保健福祉手帳の再交付を申請します。

1 再交付申請理由	(1) 汚れたため使用できない。 (2) 破損したため使用できない。 (3) 紛失した。
2 既交付の精神障害者保健福祉手帳に記載されている事項	手帳番号 番 交付年月日 年 月 日 等級 種 級 障害者名

注 2については、1 (1) 又は (2) に該当する場合に記載することとし、併せて既交付の精神障害者保健福祉手帳を添付すること。

第七号様式から第十二号様式までを削る。
第十三号様式中「(第16条関係)」を「(第7条関係)」に改め、同様式表面中「写真
ちよう付面」を「写真貼付面」に改め、同様式裏面を次のように改める。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律抜粋
(相談指導等)

第四十七条 都道府県、保健所を設置する市又は特別区(以下「都道府県等」という。)は、必要に応じて、次条第一項に規定する精神保健福祉相談員その他の職員又は都道府県知事若しくは保健所を設置する市若しくは特別区の長(以下「都道府県知事等」という。)が指定した医師をして、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じさせ、及びこれらの者を指導させなければならない。

2 都道府県等は、必要に応じて、医療を必要とする精神障害者に対し、その精神障害の状態に応じた適切な医療施設を紹介しなければならない。

3・4 略

5 市町村、精神保健福祉センター及び保健所は、精神保健及び精神障害者の福祉に関し、精神障害者及びその家族等その他の関係者からの相談に応じ、又はこれらの人へ指導を行うに当たつては、相互に、及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。)その他の関係行政機関と密接な連携を図るよう努めなければならぬ。

(注意)

- 一 この証票の取扱いに注意し、破り、汚し、又は失つたときは、直ちに知事に届け出ること。
- 二 精神保健福祉相談員でなくなつたときは、直ちに返納しなければならない。

(裏面)

第十三号様式を第六号様式とする。

(山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部
改正)

第二条 山梨県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則
(平成十八年山梨県規則第五十八号) の一部を次のように改正する。
別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

病院名

管理者名

印

任意入院者の定期病状報告書

1 任意入院者	ふりがな 氏名		生年月日	年 月 日生 (満 歳)
	住所			
2 任意入院年月 日	年 月 日		今回の入院年月日	年 月 日
			入院形態	
3 前回の定期報 告年月日	年 月 日			
4 病名	I 主たる精神障害 ICDカテゴリー ()	II 従たる精神障害 ICDカテゴリー ()	III 身体合併症	
5 生活歴及び現 病歴	(陳述者氏名 続柄)			
6 初回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)			
7 前回入院期間	年 月 日～ 年 月 日 (入院形態)			
8 初回から前回 までの入院回数	計 回			
9 過去12月間 の外泊の実績	I 不定期的			
	II 定期的 i 月単位 ii 数か月単位 iii 盆又は正月			
10 過去12月 間の治療の内容 とその結果	III なし			
11 症状の経過	I 悪化傾向 II 動搖傾向 III 不変 IV 改善傾向			

12 任意入院継続の必要性	
13 今後の退院へ向けた取組	
14 現在の精神症状	<p>I 意識 i 意識混濁 ii せん妄 iii もうろう iv その他 ()</p> <p>II 知能 i 軽度障害 ii 中等度障害 iii 重度障害</p> <p>III 記憶 i 記録障害 ii 見当識障害 iii 健忘 iv その他 ()</p> <p>IV 知覚 i 幻聴 ii 幻視 iii その他 ()</p> <p>V 思考 i 妄想 ii 思考途絶 iii 連合弛緩 iv 減裂思考 v 思考奔逸 vi 思考制止 vii 強迫観念 viii その他 ()</p> <p>VI 感情・情動 i 感情平板化 ii 抑鬱気分 iii 高揚気分 iv 感情失禁 v 焦燥・激越 vi 易怒性・被刺激性亢進 vii その他 ()</p> <p>VII 意欲 i 衝動行為 ii 行為心迫 iii 興奮 iv 昏迷 v 精神運動制止 vi 無為・無関心 vii その他 ()</p> <p>VIII 自我意識 i 離人感 ii させられ体験 iii 解離 iv その他 ()</p> <p>IX 食行動 i 拒食 ii 過食 iii 異食 iv その他 ()</p>
15 その他の重要な症状	<p>I てんかん発作 II 自殺念慮 III 物質依存 ()</p> <p>IV その他 ()</p>
16 問題行動等	<p>I 暴言 II 徘徊 III 不潔行為 IV その他 ()</p>
17 現在の状態像	<p>I 幻覚妄想状態 II 精神運動興奮状態 III 昏迷状態</p> <p>IV 統合失調症等残遺状態 V 抑鬱状態 VI 躁状態 VII せん妄状態</p> <p>VIII もうろう状態 IX 認知症状態 X その他 ()</p>
18 この報告に係る診察年月日	年　月　日
19 診察した主治医の氏名	署名

審査会の意見	
県の措置	

記載上の留意事項

- (1) 2の欄のうち、「今回の入院年月日」の部分には今回貴病院に入院した年月日を記載し、「入院形態」の部分にはその際の入院形態を記載すること。この場合において、複数の入院形態を経ているときは、最も古いものから順次記載すること。
- (2) 2の欄に記載する入院形態には精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第21条第4項に規定する特定医師の診察による入院を含むものとし、特定医師の診察による入院である場合は、「法第33条第1項・第4項入院」、「法第33条第3項・第4項入院」又は「第33条の7第2項入院」のいずれかを記載すること。
- (3) 4の欄、5の欄及び10の欄から17の欄までについては、主治医の診察に基づいて記載すること。
- (4) 5の欄については、推定発病年月、精神科受診歴（平成20年3月31日以前に広告している神経科における受診歴を含む。）等を記載することとし、他の病院又は診療所における受診歴を聴取した上で記載すること。この場合において、過去に提出した任意入院者の定期病状報告書の写しを添付したときは、当該任意入院者の定期病状報告書に記載されている受診歴は、記載することを要しない。
- (5) 6の欄及び7の欄については、他の病院における入院歴及び入院形態を聴取した上で記載すること。
- (6) 9の欄及び10の欄については、入院時から6月間に開放処遇が制限された者の6月経過時の報告においては、「過去12月間」とあるのは、「過去6月間」と読み替えること。
- (7) 10の欄については、過去12月間に行動制限が行われたときは、その旨及びその必要性について、併せて記載すること。
- (8) 12の欄については、入院後の診察により精神症状が重症であると診断され、かつ、慢性的な症状を呈すること等により、1年以上の入院が必要であると判断される場合に記載すること。
- (9) 14の欄から17の欄までについては、任意入院者の定期病状報告書を作成する前数月間に一般に認められた症状等について、最近の症状等に重点を置いて判断すること。
- (10) 19の欄については、主治医自身が署名すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に第一条の規定による改正前の山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、同条の規定による改正後の山梨県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

山梨県規則第十九号

山梨県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日

山梨県知事 横内正明

山梨県地球温暖化対策条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県地球温暖化対策条例施行規則（平成二十一年山梨県規則第四号）の一部を次のように改正する。

第四条中「一」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める」に、「それぞれエネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則」を「、それエネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則」に改め、「事業所を県内に有する」を削り、同条に次の各号を加える。

一 次号に掲げる者以外の者 当該者が県内に設置している全ての事業所

二 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号。次条

第三項第四号及び第九条において「法」という。）第十九条第一項に規定する連鎖化事業者 当該連鎖化事業者が県内に設置している全ての事業所及び当該連鎖化事業者が行う同項に規定する連鎖化事業の同項に規定する加盟者が県内に設置している当該連鎖化事業に係る全ての事業所

第五条第二項中「六月末日」を「七月末日」に改め、同条第三項中第一号を削り、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 事業者が行う主たる事業
第五条第三項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 事業者が法第十九条第一項に規定する連鎖化事業者であるときは、その旨

第五条第五項中「各年度」を「年度」に、「六月末日」を「七月末日」に改める。

第七条第三項中「六月末日」を「七月末日」に改め、同条第五項中「各年度」を「年度」に、「六月末日」を「七月末日」に改める。

第八条第一項第一号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に、「省エネルギー法施行令」を「施行令」に改め、同項第二号及び第三号中「省エネルギー法施行令」を「施行令」に改める。

第九条第一項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第八十六条」を「法第八十六条第一項」に、「エネルギーの消費量との対比における機械器具の性能」を「エネルギー消費性能（エネルギー消費機器（エネルギーを消費する機械器具をいう。）の一定の条件での使用に際し消費されるエネルギーの量を基礎として評価される性能をいう。）」に改め、同条第二項中「エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十条第一号」を「法第八十条第一号イ」に改める。

第一号様式及び第二号様式を次のように改める。

第1号様式（第5条関係）

年　月　日

山梨県知事 殿

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

温室効果ガス排出抑制計画書

山梨県地球温暖化対策条例第11条（第1項・第3項・第4項）の規定により、別紙1及び別紙2のとおり提出します。

事業者が行う主たる事業			
計画期間	_____年度～_____年度		
温室効果ガスの排出の抑制等に関する目標を達成するための基本方針			
基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置	年度	措置の内容	
温室効果ガスの排出の量の抑制目標	区分	基準年度 _____年度	目標年度 _____年度
	温室効果ガス排出量 A	t-CO ₂	t-CO ₂
	原単位排出量 A／B	t-CO ₂	t-CO ₂
	原単位に用いた指標 B		
	原単位に用いた指標の設定方法	(指標の単位：_____)	
電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数	電気事業者の名称		
	基準年度における当該電気事業者の排出係数		t-CO ₂ /kWh
	排出係数の実績年度		年度
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量に係る措置	<input type="checkbox"/> 条例第16条の規定による温室効果ガスの吸収の量の知事の認証		
	<input type="checkbox"/> 再生可能エネルギーを変換して得られた電気の利用		
	<input type="checkbox"/> その他()		
特記事項			

- 注 1 「温室効果ガスの排出の量の抑制目標」欄の基準年度は計画期間の初年度の前年度とし、目標年度は計画期間の最終年度とすること。
- 2 「原単位に用いた指標 B」欄には生産数量、延べ床面積等の数値を記入し、「原単位に用いた指標の設定方法」欄には採用した原単位の数値の種類や考え方等を記入の上、括弧内に数値の単位を記入すること。
- 3 「電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数」欄には、電気事業者の名称、基準年度における当該電気事業者の排出係数で県が公表するもの及び排出係数の実績年度を記入すること。
- 4 「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から当該措置により抑制した量を減じた量を報告できる措置」欄については、該当するものがある場合には、該当する□にレ印を付すこと。
- 5 「特記事項」欄には、「基本方針に基づき講ずる年度ごとの措置」欄に記入したもののはかに、地球温暖化の防止のために取り組むこと又は計画期間前に地球温暖化の防止のために取り組んできたことを記入すること。また、この温室効果ガス排出抑制計画を提出する者がエネルギーの使用の合理化等に関する法律第19条第1項に規定する連鎖化事業者であるときは、その旨を記入すること。
- 6 温室効果ガス排出抑制計画の内容を変更した場合にあっては、変更があった事項についてのみ記入すること。

別紙2

注 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加すること。

第2号様式（第5条関係）

年　月　日

山梨県知事 殿

住所

氏名

（法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名）

温室効果ガス排出抑制計画実施状況報告書

山梨県地球温暖化対策条例第11条第5項の規定により、別紙1及び別紙2のとおり報告します。

事業者が行う主たる事業				
実施年度 _____ 年度				
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施した措置				
温室効果ガスの排出の量の実績	区分 温室効果ガス排出量 A	基準年度 _____ 年度	目標年度 _____ 年度	実施年度 _____ 年度
			t-CO ₂ 対基準年度比 %	t-CO ₂ 対基準年度比 %
				基準年度の電気の排出係数を使用した場合 t-CO ₂
	原単位排出量 A/B		t-CO ₂ 対基準年度比 %	t-CO ₂ 対基準年度比 %
				基準年度の電気の排出係数を使用した場合 t-CO ₂
				報告年度の電気の排出係数を使用した場合 t-CO ₂
原単位に用いた指標 B				
原単位に用いた指標の設定方法	(指標の単位 : _____)			
事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量 C	条例第16条の規定による温室効果ガスの吸収の量の知事の認証		t-CO ₂	
	再生可能エネルギーを変換して得られた電気の利用		t-CO ₂	
	その他 ()		t-CO ₂	
	差引排出量 A - C			t-CO ₂
電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数	基準年度	電気事業者の名称		
		基準年度における当該電気事業者の排出係数		t-CO ₂ /kWh
		排出係数の実績年度		年度
	報告年度	電気事業者の名称		
		報告年度における当該電気事業者の排出係数		t-CO ₂ /kWh
		排出係数の実績年度		年度
摘要				
特記事項				

- 注 1 「基準年度」欄及び「目標年度」欄には、温室効果ガス排出抑制計画書（当該温室効果ガス排出抑制計画を変更した場合にあっては、変更後の温室効果ガス排出抑制計画書）に記入した数値を転記すること。
- 2 「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量C」欄には、該当する措置により事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量から減じて報告することができる量を記入し、当該措置の内容を証する書類を添付すること。
- 3 「電気の使用に伴う二酸化炭素の排出係数」欄には、基準年度及び報告年度の区分ごとに、電気事業者の名称、当該電気事業者の排出係数で県が公表するもの及び排出係数の実績年度を記入すること。
- 4 「摘要」欄には、温室効果ガスの排出の量について、実施年度の数値が基準年度の数値よりも増加した場合又は削減目標を達成することができなかった場合に、その理由を記入すること。
- 5 「特記事項」欄には、「事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制等を図るために実施した措置」欄に記入したもののはかに、地球温暖化の防止のために取り組んだこと等を記入すること。

別紙2

注 記入欄が不足する場合は、適宜欄を追加すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十六年度におけるこの規則による改正後の山梨県地球温暖化対策条例施行規則（次項において「新規則」という。）第五条第二項の規定の適用については、同項中「七月末日」とあるのは、「十一月末日」とする。

3 新規則第二号様式の規定は、この規則の施行の日以後に提出された排出抑制計画（山梨県地球温暖化対策条例（平成二十年山梨県条例第四十九号）第十二条第一項又は第三項に規定する排出抑制計画をいう。以下この項及び次項において同じ。）の実施状況の報告（同条第五項の規定による実施状況の報告をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に提出された排出抑制計画の実施状況の報告については、なお従前の例による。

4 この規則の施行の日前に提出された排出抑制計画の計画期間（山梨県地球温暖化対策条例施行規則第五条第一項に規定する計画期間をいう。）は、同項の規定にかかわらず、同日の前日に満了するものとする。